

# 道路の利用と手続き (道路占用)

## 道路占用の手引き

### 道路法 32 条・35 条

国土交通省 東北地方整備局

仙台河川国道事務所

石巻国道維持出張所



# 道路の許認可

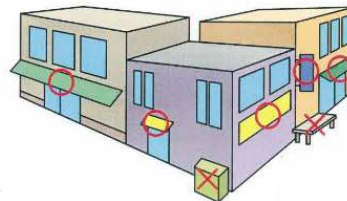


## ① 許可・承認の必要な行為

### 道路の占用

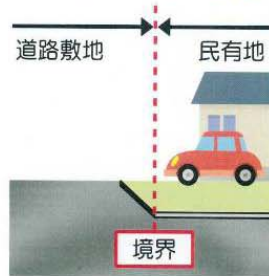
道路上に看板や日よけなどを出す場合、道路管理者の許可が必要です。(道路法第32条)  
事前に出張所へ相談して下さい。(制限や条件があります)  
許可を得た後、占用料を納めることになります。

○のものは許可が必要です。  
×のものは許可ができません。



## ② 道路管理者以外のものが行う行為

道路との隣接地で車両の出入りのための歩道の切り下げなど、道路に関する工事を行う時は道路管理者の承認が必要です。(道路法第24条)歩道切り下げ、ガードレールの撤去、法面埋立てなど出入口を作る場所の境界や道路の状況について、事前に出張所の担当者が現地に出向いて、立会い・確認を行います。その後、申請・手続きをして下さい。



## ③ 禁止行為

道路上では次のような行為は禁止されています。(道路法第43条)



荷物などを置かないで下さい。



歩道に自転車等を放置しないで下さい。



作業場としないで下さい。



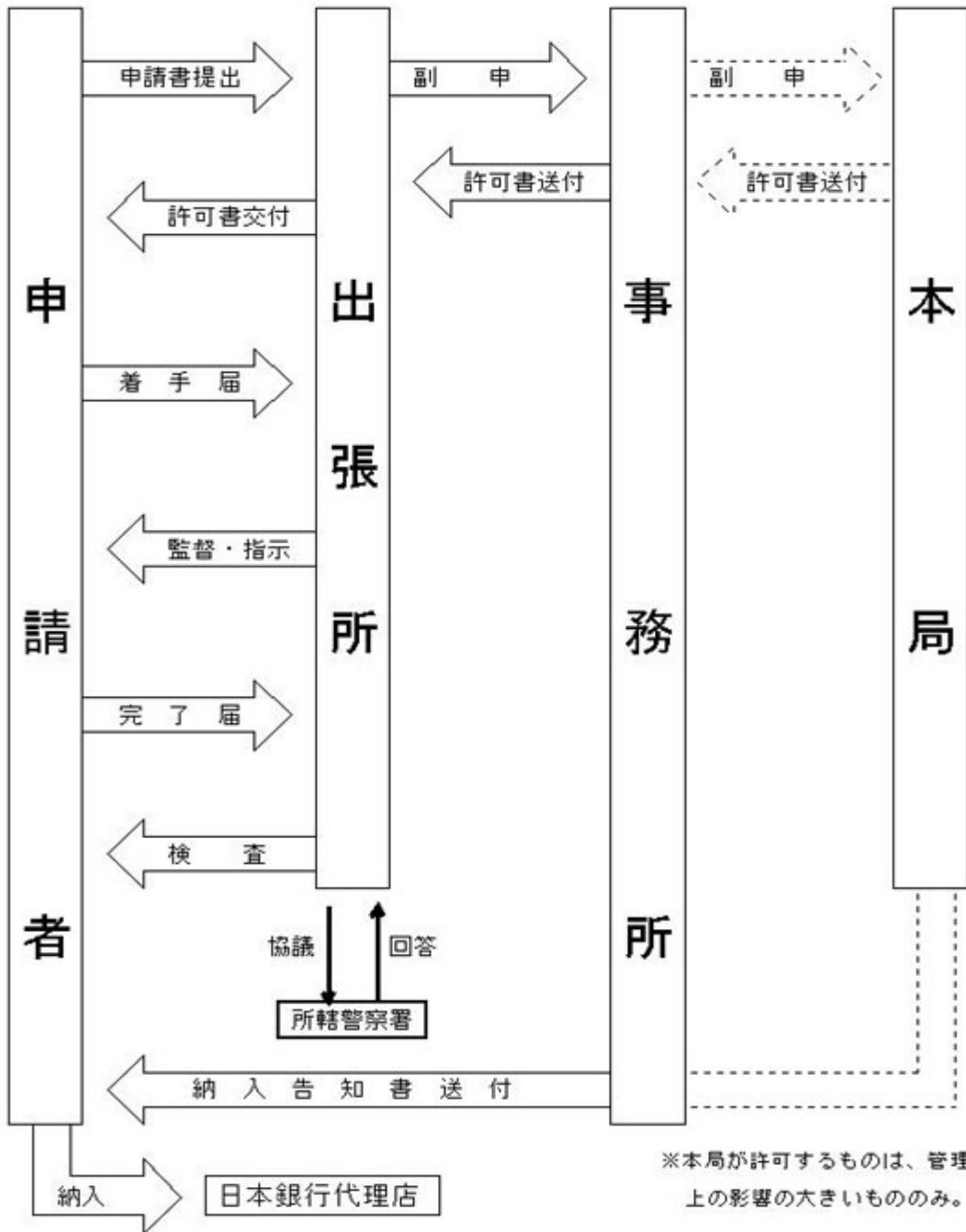
立看板や土砂を置かないで下さい。

## ④ 届け出

次の場合には道路管理者へ届けて下さい。  
道路敷地と民有地との境界(官民境界)がわからないときは、必ず道路管理者に官民境界の明示を受けましょう。  
ガードレールや道路標識等の道路施設を壊したときは、必ず各管轄の出張所に届けましょう。(道路法第22条)



■ 道路占用許可事務の流れ(石巻国道維持出張所の場合)



※本局が許可するものは、管理上の影響の大きいもののみ。

※**標準処理期間** 申請を出張所窓口で担当者が受付けた日から許可の日までは、原則として**2～3週間**(ただし、申請書類の不備に要する期間は除きます。) 災害時、特殊な工事、出張所事案処理状況等(打合せ含む)、時間を要する場合があります。その際につきましては**標準処理期間内に処理が出来ない場合もあります。何卒ご了承下さい。**(事前協議・打合せ・日程調整等お早めをお願いします)

## ■ 許可申請書類と手続き

◇申請に必要な書類(申請内容により必要に応じて添付します。)

添付書類	部数	留意事項等
申請書	※1部	申請書様式は、道路法施行規則第4条の3の規定により統一されています。(更新時を除く)
位置図	3部	縮尺は 1/50,000 程度とし、占用物件を設置する箇所を明示する。国土地理院の数値地図、住宅地図の利用も可。 (現地が明確に判る図)
平面図	3部	縮尺は 1/500～1/1,000 程度とし、縮尺、方位、地名、道路構造物、設置する占用物件の位置、占用数量、他の占用物件、官民境界線を着色等により明示する。
横断面図	3部	縮尺は 1/100 以上とし、道路の構造物、設置する占用物件、他の占用物件、土被り・離隔等を記載する。
縦断面図	3部	道路地下に埋設する場合であって、下水道管等の勾配が関係あるもの、担当者から添付を義務付けするもの。縮尺は 1/100～1/500 程度とし、道路構造物、設置する占用物件、他の占用物件及び土被り・離隔を記載する。
構造図	3部	マンホール、弁類等特定の物件について添付するもの。道路管理者(担当者)が必要と判断するもの。
保安施設設置図	3部	保安要員、歩行者用通路、標識、夜間照明、バリケードなどの配置や、交通規制方法などを記載する。
工程表	3部	工事の規模、期間等にあわせて全体工程推移がわかる工程表を添付する。
その他	3部	「構造計算書・応力計算書・簡易土留め安定計算書」…必要に応じて、特殊な構造の占用物件に関する検討資料を添付する。 道路管理者(担当者)が添付必要と判断するもの。

## ■ 許可申請書類と手続き

### ◇道路占用許可申請・協議書の記載方法

申請書の項目	記 載 要 領
申請・協議の別	許可申請・協議の別については、該当するものを○で囲んでください。(国の場合のみ「協議」となります。)
新規・変更・更新の別	全く新たな事業者として申請される場合は「新規」を、それ以外は、「変更」を○で囲んでください。占用期間の満了に伴う更新申請については、別途、道路管理者が定めた様式により行っています。(更新時には、道路管理者から郵便により通知を行っています。) なお、変更・更新の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載してください。
住所・氏名	申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載してください。
申請年月日	平成年月日欄には、今回申請しようとする日付を記入してください。 <b>(担当者等と事前協議がなされていない場合は、申請書を受付できない場合があります。その際には申請書を返却いたします。記載された年月日も無効になります。)</b>
占用の目的	占用の目的・必要となった理由が明確にわかるよう、具体的に記載してください。特殊な場合には、別紙を添付してもかまいません。
占用の場所	「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載してください。 「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲んでください。距離標や上下の別、縦横断を記載してください。
占用物件	名称…具体的な物件がわかるように記載してください。なお、道路法第32条第1項に該当するものであることが必要です。 規模…高さ、幅、長さなど。 数量…面積、延長、本数など。
占用の期間	「占用の期間」は、法律で定められた期間内としてください。 道路法第36条該当物件は、10年以内、その他の物件は5年以内です。なお、「変更申請」の場合は、元許可の終期となります。



<p>工事の期間</p>	<p>工事の始期及び終期を記載してください。また、始期を「許可の日から」とする場合には、許可から工事完了までに必要な期間の合計日数等を記入してください。</p>
<p>道路復旧の方法</p>	<p>道路を掘削した場合の復旧方法を具体的に記載してください。枠内に記載できない場合は別添資料でも構いませんので、復旧図等を添付してください。  復旧図は出来るだけ詳細に記載願います。  ◎舗装構成・仮復旧等・舗装合材の種別等・・・</p>
<p>占用物件の構造</p>	<p>「占用物件」欄に記載した内容以外に、記載すべき必要のある物件の構造について記載してください。(例:管種、形態など)  枠内に記載できない場合は別添資料でも構いませんので、構造図等を添付してください。</p>
<p>工事実施の方法</p>	<p>直営・請負の別、道路を掘削する方法、昼間・夜間工事の別、道路の構造保全又は危険防止のための措置等を明らかにしてください。  枠内に記載できない場合は別添資料でも構いませんので、内容が把握できるものを添付してください。</p>
<p>添付書類</p>	<p>上記各項目について明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載してください。  別紙に一覧表でも構いません。  (その場合は別紙一覧表のとおり)と記載してください。</p>
<p>備考欄</p>	<p>実際に施工する業者名や設計担当者等、占用に関する事項を記載していただくと助かります。  例:社内ホームページで工事情報を公表しているアドレス等</p>